

○建設業法施行規則第七条の三第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件（平成十七年国土交通省告示第十四百二十四号）の一部を改正する告示案新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
大工工事業	<p>建設業法施行規則第七条の三第三号の規定に基づき、建設業法施行規則第七条の三第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を次のとおり定める。</p> <p>一 次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者</p>	<p>建設業法施行規則第七条の三第三号の規定に基づき、建設業法施行規則第七条の三第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を次のとおり定める。</p> <p>一 次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者</p>
大工工事業	<p>一 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第百八十号。以下「平成十五年改正省令」という。）の施行の際現に職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項の規定又は同法附則第二条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）第二十五条第一項の規定による技能検定（以下「職業能力開発促進法による技能検定」という。）のうち検定職種を一級の建築大工又は型枠施工とするものに合格した者</p> <p>二 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を二級の建築大工又は型枠施工とするものに合格した者であつてその後大工工事に関し一年以上の実務の経験を有するもの</p>	<p>建設業法施行規則第七条の三第三号の規定に基づき、建設業法施行規則第七条の三第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を次のとおり定める。</p> <p>一 次の表の上欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者</p>

			石工事業	(略)
		屋根工事業	一・二 (略)	三 職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百三十五号。以下「平成二十三年改正政令」という。）の施行の際現に職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種をコンクリート積みブロック施工とするものに合格した者
一 平成十五年改正省令の施行の際現に職	(略)	一・二 (略)	一・二 (略)	一・二 (略) (新設)

		屋根工事業	石工事業	(略)
		一・二 (略)	一・二 (略) (新設)	一・二 (略) (新設)
一 平成十五年改正省令の施行の際現に職	(略)	(新設)		

(略)		タイル・れんが・ ブロック工事業	
(略)	三 平成二十三年改正政令の施行の際現に職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種をれんが積み又はコンクリート積みブロック施工とするものに合格した者	一・二 (略)	三 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を二級の建築板金、冷凍空気調和機器施工、配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格した者であつてその後配管工事に関し一年以上実務の経験を有するもの

(略)		タイル・れんが・ ブロック工事業	
(略)	四 (新設)	一・二 (略)	三 平成十五年改正省令の施行の際現に職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を二級の冷凍空気調和機器施工、配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格した者であつてその後配管工事に関し一年以上実務の経験を有するもの

二

(略)

二一

(略)